



# 「最《據《抗》の意義と効果

## 国民にとっての長く歩く旅の意義と効果

- 1)個々人にとってのチャレンジ、目標達成の機会となる
- 2) 心身と向き合うことができる
- 3) 非日常に浸る機会となり、日常について顧みることができる
- 4) 行程全てが目的となり「歩く旅」こその楽しみが得られる

## 社会にとって長く歩く旅の意義と効果

- 1) 国土や環境の現状を知る機会となる
- 2) 持続可能性を考える機会となる
- 3)交流・滞在時間が長くなる

# 「長《歩《道』の意義と効果

## 国民にとっての長く歩く道の意義と効果

- 1) 長く歩く旅の目標となり、旅へ一歩を後押しする
- 2)旅の情報やサポートを得ることができる
- 3) ハイカー同士のコミュニケーションが生まれる。

## 社会にとって長く歩く道の意義と効果

- 1) 国土や環境の現状を知る場となる
- 2)環境保全を考える場となる
- 3)持続可能で魅力ある資源として、国内外の観光需要に応える
- 4)地域間(地方公共団体間)の連携の基軸となる

# 「最《歩《道』の意義と効果

# 地域にとって長く歩く道の意義と効果

- 1)地域住民の地元理解・再認識につながる
- 2) 地域活性化につながる
- 3)幅広な経済効果につながる
- 4)地域活動への主体的な参加を促す
- 5) 持続可能な観光資源/教育の場等になる
- 6)地域全体のブランド力が向上する

# 長く歩く道が活用されると何が起こるのか?





#### みちのく潮風トレイル

#### Michinoku Coastal Trail

2011 (平成23) 年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に資するため環境省が策定した三陸復興国立公園の創設を核とした「グリーン復興プロジェクト」の取組の一つ。

環境省をはじめ、4県29市町村に及ぶ関係自治体、民間団体、 地域住民の協働により、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市 松川浦までの沿岸地域で段階的に開通が重ねられ、2019(令 和元)年6月9日、全長1,000キロを超えるナショナルトレイル として全線開通。

東北太平洋沿岸ならではのダイナミックな海、川、里、森と連続する美しい景観とともに、自然と共にある人々の暮らし、積み重ねられた歴史・文化があり、厳しくも豊かな自然の恵みと重なり合いながらいまに繋がっている。歩く中で生まれる人と人との温かな交流も大きな魅力。

# =ハイカーが歩きに来る!=

- ・10代~80代、幅広い年齢層のスルーハイカーが増加
- ・メディアに取り上げられる機会が増加
- ・短期的利用のハイカーの数が増加
- ・インバウンドは10泊~1ヶ月程度と滞在時間の長い層スペインのカミーノ・デ・サンティアゴは30万人/年
- ・観光シーズン以外でも、ハイキング適期にハイカーが訪れる
- ・ハイカーが歩くことで、地域内でトレイルの認知が広がる

# =地域住民とハイカーが出会い、 交流人口・関係人口が増加=



- ・地域の人がハイカーに声をかける
- ・交流人口が増加する
- ・地域の魅力を互いに認識し合う
- トレイルエンジェル(ボランティアの中でも特にハイカーに対して親切な行為をしてくれる人)が生まれる、関係人口が増加する

# 一地域が盛り上がる一

- ・ボランティアによるトレイル整備、清掃活動が行われ、地域の美化に つながる
- ・地域の人がトレイルを歩き、地域の魅力を再認識する機会になる
- ・さまざまな形でハイカーを支えるようになり地域の主体的な動きが盛んになる
- 新たな人をその街に呼ぶきっかけになり関係人口が増加する
- 観光シーズン以外の宿泊需要が伸び、宿泊事業者に経済効果がある
- ・トレイル沿線の自治体が、イベントやPRでの協働等広域連携が進む

# =地域で新たな展開(ビジネス)が生まれる=

- ロングトレイル自体がブランド力を持ち、地域全体のブランド力向上 につながる
- ・旅行会社が日帰りバスツアーや長期滞在型のツアー商品を造成する。 利用者やツアー商品増加により地元ガイドへの要請が増え、雇用創出 にもつながる
- 廃校や民間施設など地域の遊休施設が再活用され、ハイカーの利用も 想定した施設に転用され活用されるようになる
- ・トレイルに関する新たな商品が生まれ、地域の名物やお土産品となる
- ・ガイド派遣、荷物搬送サービスなどハイカー向けの新しいビジネスが 生まれる

### 日本で最初のロングトレイル構想 -長距離自然歩道—

- 1969年1月、厚生省国立公園部は、東京から大阪までを国民が自らの足で歩いて行くことができる「東海自然歩道」の構想を発表
- 背景には、高度経済成長期の国土の急激な都市化、 モータリゼーションの進行等に起因する社会的課題
- ・環境庁発足後の1974年(昭和49年)7月に完成
- その後、九州自然歩道(1980年完成)、中国自然歩道(1982年完成)と続き合計 9 本の長距離自然歩道が完成し(北海道自然歩道は一部計画中)、10本目の長距離自然歩道として、2019年に東北太平洋岸自然歩道(通称:みちのく潮風トレイル)が完成
- 一部の路線においては利用者が少なく、施設の老朽 化や維持管理の担い手不足等による路線の維持、管 理運営面での課題に直面



## ロングトレイルシステムの5つの要件

- 1)長く1本に続いている道であること
- 2) 歩道の管理主体が明確であること
- 3) 歩道の状態を把握し、共有する仕組みがあること
- 4) 利用情報を提供できる仕組みがあること
- 5) 3), 4) を適切に実施するため地域も含んだ 管理運営体制があること

地域との協働が最も重要・協働無くしてトレイル事業は不可能



- 1. 基本計画の策定
- 2. 地域との協働による路線設定と道づくり

## フークショップによる路線設定と道づくり



地権者等交渉

●行政機関協議

マップ作成



事第 終4 ル - 案の確認

後の 取組について



第3回 ■地調査結果の共有第3回(1日)

1案の策定



第2回

**2**目)



第1

報1の回

**馬**地調査計画



- 3. 憲章の作成
- 4. 運営計画の作成
- 5. 地域連携による管理運営体制の構築
- 6. 運営団体の設立

Ⅳ. ロングトレイルシステム構築のプロセス

## 長距離自然歩道初の運営計画

①はじめに:「憲章」「位置付け」「用語の定義」

②広報:「状態把握」「歩道の情報の管理及び共有」「路線地図の作成」「利用者への情報発信の内容」 「情報発信の手段」「問い合わせへの対応」等、

トレイル維持標準を定め、状態把握やその情報の管理・共有について定められている。利用に関する情報は、 適宜更新が必要であることから、統括本部が行うと定めた。

#### ③企画

利用促進の取り組みを促すため、イベント実施に努めること、また考慮すべき点を示した。

4トレイルセンターの管理運営

全線の情報発信拠点として「みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター」が位置づけられた。

⑤運営体制「構成員」「運営体制」

みちのく潮風トレイル統括本部(名取トレイルセンター運営協議会事務局)、サテライト(沿道のビジターセンター 5 施設の各運営民間団体)、環境省東北地方環境事務所(及び自然保護官事務所)、地方公共団体(4 県28 市町村)の4 者を構成員とする運営体制

⑥その他「路線の再設定」 路線の再設定は路線の設定主体である環境省と協議すること

	統括本部																												
													ĵ,							統括本部									
	サテライト	種差海岸インフォ メーション			メルード おります オンター センター				浄土ヶ浜 ビジター				基石海岸 インフォメーション					南三陸のビジタ		みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター									
	サテライト運営者/事務局				NPO法人体験村・たのはた				センター			センター センター ー社)大船渡市観光物産協会				センター NPO法人海の自然史			NPO法人みちのくトレイルクラブ										
	サテライト連絡会 構成員→	АСТY			ネットワーク/田野畑村				ンター運営協議会 /宮古市			T工/ 八加坡 印 能					研究所												
みちのく潮風トレ	サテライト運営協議会 構成員・出資本	環境省/八戸市/ 階上町 NPO法人ACTY			岩手県			環境省/岩手県/ 宮古市など沿岸17 市町村/宮古観光 文化交流協会他民 間団体								石巻市	i/南三 ī/NPO i然市研	環境省/名取市/NPO法人みちの〈トレイルクラブ											
イル連絡へ	環境省	八戸 自然保護官事務所			◆─────── 宮古 自然保護官事							大船渡 自然保護官事務所				石巻 自然保護官事務所				仙台 東北地方環境事務所									
会議	全体通し番号 地域連絡会通し番号	1	2	3	4	5 2	6	7 4	8	9	10 3	11	12 2	13 3	14 4	15 5	16	17 2	18 3	19	20	21	22	23	24	25	26 8	27 9	28 10
体	市町村	八戸市	階 上 町	 洋 野 町		— 野 田 村	普 代 村	野畑村	岩泉 町	宮古市	山田町	- 大槌町 -	釜石市	大船渡市	陸前高田市	気		女川町	石巻市		塩釜市	多賀城市	仙台市	名取市	岩沼市	旦 理 町	山元町	9 新地町	相馬市
	都道府県	青森県		<b>←</b>			•		岩手県				<b>→</b>						宮城県 福島県										
<u>-</u>	地域連絡会	種差海岸インフォ メーションセンター 連絡会			北山	崎ビジ? 連糸	ターセン 各会	ノター		- 浜ビジ ヌ <b>ー</b> 連糸		基石海岸インフォメーションセンター 連絡会					南三陸	・ ●・海のヒ ・ター連	みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター連絡会										



- 7. 拠点施設の整備・運営
- 8. 歩道状態把握のための管理台帳の作成
- 9. 危機管理体制の構築
- 10. 一元的な利用情報の集約・提供・発信

Ⅳ. ロングトレイルシステム構築のプロセス



- 1 1. GISデータの提供
- 12. データブックとマップブックの作成・販売
- 13. 愛称及びシンボルマークの作成
- 14. 運営団体の資金調達

Ⅳ. ロングトレイルシステム構築のプロセス

#### V. まとめ: 皆で育むトレイル/ロングトレイルシステム

- ▶ 我が国のロングトレイルの先駆けである長距離自然歩道についてこの考え方に 基づいたシステムを構築し、再活用することは多くの国民にとって有意義
- ▶ 国立公園を中心に進められているロングトレイルや、各地で取り組まれて地域のロングトレイルにおいても、地域の状況に合わせつつこの考え方を応用していただくことで、日本に長く歩く旅の文化が定着し、人々の豊かな生活を実現し、持続可能な社会に貢献することを期待



#### 『ロングトレイルの維持管理・運営システム構築の考え方』

https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/nationalpark/longtrail.html

#### 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度予算

2,000百万円(2,000百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額

2,000百万円

#### 災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

#### 1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回 国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設 における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設 へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向 上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

#### 2. 事業内容

公共施設\*1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、 災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① (設備導入事業) 再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネ レーションシステム及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導 管等)がびに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費 用の一部を補助。
- ② (詳細設計等事業) 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う 事業の費用の一部を補助。
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画 により、災害等発生時に業務を維持するべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・ 代替庁舎など) に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部 給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

#### 3. 事業スキーム

①都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): ■事業形態 間接補助 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3、②1/2 (上限:500万円/件)

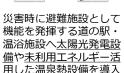
PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、 民間事業者・団体等も可 ■補助対象

■実施期間 令和3年度~令和7年度

#### 4. 支援対象

公共施設への設備導入(例)







持として機能を発揮する本 を発揮する公立病院へコー



防災拠点及び行政機能の維 地域の医療拠点として機能 庁舎へ地中熱利用設備を導 ジェネレーションシステム を導入

#### 地域のレジリエンス強化・脱炭素化





お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話:03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話:03-5501-3155